

2-2 大学等電子著作物権利処理事業

本年度は、コンテンツ登録を拡大するため、本協会の大会等の講演・説明等で発表の内容について登録の協力を呼びかけた他、独立行政法人メディア教育開発センターと連携し、同センターが所有するコンテンツの登録準備を行った。その他、文化庁による立ち入り検査を通じて、事業の見直しを行った。

以下に、活動の内容を報告する。

(1) 事業参加への呼びかけ

5月の総会終了後、著作権手続きネットワーク代行事業の説明会を開催し、参加した115校に質疑を交えた事業への参加を呼び掛けた。著作権料が有料のコンテンツも本協会として取り扱うことに伴い、大学としての会計処理体制を中心に理解を求めた。

なお、コンテンツ登録の呼び掛けについては、本事業の紹介とコンテンツ登録依頼のパンフレット（資料編【資料11】）を5月に配布する予定としていたが、配布対象の教員リスト（約1万5千名）の整理が遅れたため、12月12日に会員校へ郵送した。

ところで、本協会の情報環境基本調査によれば3年後の23年度までに著作権処理対策を計画している大学は80校、118校が検討中としており、加盟校での取組みに対する意識は確実に増えてきている。21年度も引き続き、FD/IT活用研究委員会の委員、サイバー・キャンパス・コンソーシアムのFD研究員、CCC-TIES、本協会での発表者、機関誌執筆者、教育改善調査の回答者などに対して個別に呼び掛けることにしている。また、国立大学関係にも事業の案内を通じて参加を働きかける予定にしている。

私情協発第260号
平成20年12月12日

会員代表者殿

社団法人 私立大学情報教育協会
会長 戸高敏之

電子著作物権利処理事業の有料コンテンツ取り扱いご案内と 事業案内パンフレットの配布について（お願い）

当協会では、様々な学問分野の先生方を対象にした教材等の電子コンテンツの相互利用を促進するため、標記の事業を実施しておりますが、事業開始以来見合わせておりました有料コンテンツも今年度より取り扱うことにしております。また、事業をより理解いただけるようWebページをリニューアルいたしました（下記のURLよりご覧下さい）。そこで、大学の教育改革の一環として、教員の方々に教材作成や他大学の授業・教材を参考にしていただくため、本事業を通じてコンテンツの相互利用や閲覧していただきたく、大変遅くなりましたが同封別紙の通り、本事業への参加ご案内のパンフレットを作成いたしました。

つきましては、学事ご多忙のところお手数をおかけし誠に恐れ入りますが、本事業の趣旨をご理解いただき、同封の配布リストによりパンフレットを学内教員の方々に配布をいただきますようお手配方何卒よろしくお願ひ申し上げます。

(2) コンテンツの登録

本協会主催の「全国大学IT活用教育方法研究発表会」、「教育改革IT戦略大会」の事例発表者や講師に本事業へのレジュメの登録について、12月19日に協力依頼を行い、承諾の得られた176大学、27短期大学、355名から540件のレジュメがコンテンツとして登録された。21年3月現在の登録コンテンツは、およそ210大学、400名で1,976件となっている。

(3) 外部団体との連携

独立行政法人メディア教育開発センターと連携し、同センターが所有するコンテンツ248件を登録するため、事前準備を行った。コンテンツ格納用サーバの設置、コンテンツ名、キーワードなどのコンテンツ情報の作成、コンテンツ登録からダウンロードまでの動作確認について、本協会と連携しながら同センターに作業いただいた。コンテンツ登録は4月に完了する予定となっている。

(4) 文化庁による立ち入り検査

本協会は、著作権等管理事業者として文化庁に登録していることから、業務状況の定期的な把握のため、文化庁長官房著作権課による立ち入り検査が平成21年2月5日に本協会事務局にて行われた。検査では、①文化庁への登録事項や管理委託契約款、使用料規程等の通りに事業が実施されていること、②コンテンツの利用許諾が著作権等管理事業法に基づき行われていること、③利用者への情報提供、財務諸表の作成・開示、会計監査を行っていること等について検査が行われた。また、文化庁の登録事業の対象とされている一任型事業（著作権使用料を本協会が決める場合の事業）と、対象外の非一任型事業（権利者が著作権料を決める場合の事業）の明確化も確認が行われた。

検査の結果、特に違法な点などの指摘はなかったが、今後、以下について、文化庁の指導のもとで事業の実態に合わせて改善していくことにした。

- ① 財務諸表は本協会の全事業を一括して作成しているが、著作権法上は著作権等管理事業だけ独立して作成することを義務付けているので、作成方法を検討する。
- ② 管理委託契約款では、著作権使用料は6月末までに当協会から権利者に分配することを定めているが、実際には本協会から大学を通じて権利者に分配されるため、6月末までに大学から権利者に分配されなかった場合、約款違反が生じてしまうことになる。今後は、当協会が6月末までに大学に分配する旨、約款を改定するかどうか検討し、適切な処置を行う。
- ③ 著作権使用料規程の意見聴取は、事業開始当時の参加対象であった本協会加盟校のみに行なったが、今後、規程を改定する際には、全国の国公私立大学・短期大学の他、国立大学協会などを対象に行なう。
- ④ コンテンツ利用に関する本協会と利用者との契約書は、現在は一任型によるコンテンツ利用のみ記載しているが、実際には非一任型コンテンツのみの登録となっているので、一任型と非一任型両方の場合を契約書に盛り込み、事業の明確化を図る。
- ⑤ 文化庁に毎年提出する実績報告書には、事業に登録されているコンテンツ件数は、権利者が法人の場合と個人の場合とを区別して記載する。また、今後、一任型のコンテンツが登録された場合には、著作権使用料の徴収額の記載方法などは文化庁に相談の上、詳細に記載する。